

報告第 12 号

小城市重要無形民俗文化財の指定解除について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市重要無形民俗文化財が佐賀県重要無形民俗文化財に指定されたため、小城市文化財保護条例第 26 条第 5 項の規定により小城市重要無形民俗文化財の指定を解除したことを告示したため報告する。

小城市教育委員会告示第 5 号

小城市文化財保護条例（平成 17 年条例第 95 号）第 26 条第 5 項の規定により、次の小城市重要無形民俗文化財の指定を解除する。

小城市重要無形民俗文化財 第 1 号

小城祇園の山挽行事

令和 8 年 4 月 28 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎



No.	種別・名称及び員数	所有者・所在地
3	佐賀県重要無形民俗文化財（風俗慣習） お ぎ ぎ お ん や ま ひ き ぎ ょ う じ 小城祇園の山挽行事	[保持団体] 小城町山鉾保存会（横町区・上町区・中町区・下町区） [所在の場所] 小城市小城町松尾 （須賀神社） 小城市小城町松尾・岩蔵（横町区） 小城市小城町 （上町区・中町区・下町区）
	[指定の理由] 小城祇園の山挽行事は、須賀神社（旧祇園社）の祇園会に際して行われる民俗行事である。「山鉾」または「ヤマ」と呼ばれる3台の挽山が上町・中町・下町を巡行する。 本行事は、本祭前日までに行われる人形製作や市内約 50 地区からの資材奉納、山起し、横町区による浮立奉納、本祭当日の人形飾り、本祭での山挽、本祭後の山崩しなどから構成される。 寛政12年（1800）に編纂された小城藩の藩政記録『元茂公御年譜』によれば、正和5年（1316）に下総国から小城に下向した千葉胤貞が京都祇園社の分霊を祀り、祇園川沿いで山挽を行ったことが始まりとされる。 寛永年間（1624～1645年）に小城藩主導の下、2台の山鉾で巡行していたことが『小城藩日記』や『元茂公御年譜』に記されている。 天保14年（1843）に農村復興政策「郷内再興」が施行されたことで中断されたが、佐賀新聞の記事により明治16年（1883）になってから山挽の再開が確認できる。再興の中心となったのは須賀神社の氏子や上町・中町・下町の町民であり、この時に確立された3台での挽山体制が現在に伝わる。 3台の山鉾のうち、上町・中町の2台は屋台形で、下町は軍事設備の井楼に似た構造である。特に下町の山鉾は釘を用いず竹・藁・縄・葛で造りあげるなど、他地域の山鉾には見られない特徴がある。 民俗芸能や行事の起源は不明瞭であることが多い中、本行事は小城藩の藩政記録に記されるなど、歴史的背景が明確である。また、旧佐賀藩領内で山挽行事が現存し伝承されている例は極めて少なく、佐賀県において貴重な伝承事例として評価できる。	